

各団体 各位

## 「ビキニ労災訴訟を支援する会」(仮称)への加盟と支援のお願い

アメリカが1954年にビキニ環礁で行った6回の水爆実験は、ヒロシマ型原爆を8年9ヵ月18日間、毎日爆発させた核威力でした。想像を絶する被災が予測される威力です。しかし日本政府は翌年に200万ドルの見舞金で米政府との政治決着は図り、60年余の間、第五福竜丸以外の漁船員などの被災の真実を隠してきました。

1985年に調査を開始した幡多高校生ゼミナールが「死の灰」を浴びたマグロ船などが992隻に及ぶことを明らかにし、隠されたビキニ事件の真実の扉を開きました。またNHK 広島や広島大学研究グループが2013年に米公文書館の資料発掘などで、当時の厚生省の調査資料が存在することも明らかになりました。資料開示を求められた厚労省は2014年に一部を開示し、第五福竜丸以外のマグロ船などの被ばくの事実が明らかになりました。

開示された資料とともに、広島大学などの科学者グループが、ビキニ事件と元漁船員の被ばくとの因果関係を最新の科学的知見で立証したことを根拠に、2016年2月に全国健康保険協会船員保険部に元乗組員と遺族11名が船員保険法の適用を求めて労災適用の手続きを取りました。続いて5月には45名の原告団が高知地裁に、被ばくの事実を60年余も隠し続け、被災船員に何の救済措置もしてこなかった国の責任を求めて提訴しました。

国賠訴訟裁判は高松高裁に控訴しましたが、除斥期間を過ぎていること、現行法の下では国に被ばくの調査や救済の法的責任を求めることはできないとした地裁判決を覆すことはできませんでした。一方、労災申請においても、船員保険部が不承認としたことで、厚労省社会保険審査会に再審査請求しましたが、「被ばくと病気との因果関係は認められない」として却下しました。

今後、原告団として高齢化で時間的猶予がない中、上告して国賠訴訟を継続するのではなく、一日も早い元被災乗組員の救済を求めて、労災申請の不承認の取り消しを求める行政訴訟にステージを切り替える判断をしました。

その判断の根拠は地裁・高裁の判決がともに、第五福竜丸以外のマグロ船の乗組員の被ばくの事実を認めたからです。司法がビキニ事件の真実を認める歴史的な内容を含んだ判決であり、そして「救済の道は改めて立法府及び行政政府に一層の検討を期待するしかない」と救済の道を示唆したからです。

私たちは、判決内容を活かして、3月に全国健康保険協会船員保険部に対して「不承認とした処分」の取り消しを求めて、高知地裁に提訴します。船員保険法の適用による救済の道が拓かれれば、全国数万人の元漁船員の救済につながる大きなたたかいです。

厳しい裁判闘争となりますが、裁判の意義をご理解いただき全国的なご支援とご協力をお願いするとともに、貴団体の『ビキニ労災申請訴訟を支援する会』(仮称)への加盟をよろしく申し上げます。

2020年1月15日

『ビキニ労災訴訟を支援する会』(仮称)呼びかけ団体

高知県原水爆対策協議会 日本国民救援会高知県 高知県平和委員会

高知県母親運動連絡会 高知県民主医療機関連合会 太平洋核被災支援センター